

## にしおしんきんインターネット支店取引規定

令和3年5月現在

(令和3年5月1日改正)

本規定は、お客さまと西尾信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)にしおしんきんインターネット支店(以下、「当支店」といいます。)との間で、第1条に規定する取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当支店と取引を行う場合は下記条項のほか、別途当金庫が定める取引に関する規定が適用されることに同意したものととして取扱います。

### 第1条(本規定の適用範囲)

本規定は、次の各号に定める取引のほか、この取引に係るお客さまと当支店との間で行われるすべての取引(以下、単に「取引」といいます。)について適用されます。

- (1) 当支店専用普通預金取引
- (2) 当支店専用定期預金取引
- (3) 融資取引
- (4) その他当金庫所定の取引

### 第2条(取引の開始)

1. 当支店へ取引の申込みができるお客さまは、次の各号すべてに該当する方とします。

- (1) 18歳以上の個人の方
- (2) 愛知県内に居住の方
- (3) 米国納税者に該当しない方
- (4) 税法上の居住地国(納税地国)が日本のみの方
- (5) 外国政府等において重要な公的地位にある方(あった方)またはそのご家族のいずれにも該当しない方
- (6) 成年後見制度をご利用されていない方またはご利用の対象でない方
- (7) 少額貯蓄非課税制度(マル優)をご利用されない方
- (8) 取引を事業でお使いになることを目的としない方
- (9) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下、「犯収法」といいます。)に定める本人確認書類をお持ちの方

ただし、外国人のお客さまは、「特別永住者証明書」「在留カード」のいずれかが必要となります。なお、日本での滞在期間が6ヶ月未満の方、在留カードの在留期間が1年以内の方は口座を開設することができません。

2. 当支店との取引は、お客さまが本規定を承認し、普通預金口座の開設、キャッシュカード(以下、「カード」といいます。)の発行および個人インターネ

ットバンキングサービス(以下、「個人 I B」といいます。)の契約を行ったうえ、当金庫が所定の手続きを完了した後に開始します。なお、カードの代理人カードは発行しません。

3. 前項以外の取引は、お客さまが本規定を承認し、取引の申込みを行ったうえ、当金庫がこれを受領し承認して所定の手続きを完了した後に開始します。
4. 第22条(解約)第3項第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、取引を開始しません。
5. 取引店を当金庫本支店から当支店に変更して取引を開始することはできません。

### 第3条(お届け印)

1. 取引を開始する際には当支店との取引すべてに共通して使用する印章(浸透式、軟質材による印章を除きます。)による印鑑(以下、「お届け印」といいます。)を届出てください。
2. 取引において、申込書、諸届その他の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

### 第4条(法令上の義務の履行)

1. 犯収法および関係法令(以下、「犯収法等」といいます。)に定める取引時確認が必要な取引を行う場合、犯収法等で定める方法により取引時確認をさせていただきます。
2. お客さまは、当金庫が負う法令上の義務を履行する範囲において、必要な事項にご協力してください。
3. 前1、2項の履行がされないときは、取引の謝絶、取消、停止、解約などの措置を行うことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

### 第5条(当支店との取引)

1. お客さまは、個人インターネットバンキングサービス利用規定等で定めた本人確認手続きを行うことにより、インターネット回線に接続した情報端末を使用して、個人 I Bで可能な取引ができます。
2. お客さまは、にしんキャッシュサービス規定等で定めた本人確認手続きを行うことにより、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入支払機などの取引を自動処理する機械(以下、「ATM等」といいます。)でカードを使用して行う普通預金に係る現金の預入れ、払戻しおよび普通預金からの振替による振込その他カードで可能な取引ができます。なお、当金庫本支店の窓口では、原則として取引ができません。
3. 第22条(解約)第3項第1号から第3号のいずれかに該当した場合は、取引

ができません。

4. 障害により個人 I B および A T M 等で当支店との取引ができない場合は、当支店以外の当金庫本支店の窓口で同営業時間内に限り、当金庫所定の方法で預金の預入れ、払戻しおよび預金からの振替による振込をすることができます。

#### 第6条(通帳・残高証明書など)

1. 当支店では、預金通帳、証書その他取引に係る書類を発行しませんので、取引残高、取引履歴明細は、個人 I B により不定期または一定期間毎に確認してください。
2. 取引の残高証明書、取引履歴明細書その他取引に関する各種証明書の発行が必要な場合は、都度当支店に申出のうえ、当金庫が定める手数料が必要になります。

#### 第7条(証券類の取扱い)

1. 当支店は、手形、当座小切手等の発行はしません。
2. 各種預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れはしません。

#### 第8条(マル優の取扱い)

当支店は、少額貯蓄非課税制度(マル優)の取扱いはしません。

#### 第9条(定期預金の取扱い)

1. 当支店で預入れ可能な定期預金は、自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)とします。
2. 預入れおよび解約等は、当支店所定の方法により行うものとします。
3. 原則として、満期日前に解約する場合は、当金庫所定の方法により受けいたします。その場合、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
4. 定期預金の払戻し元利金は、当支店のご本人名義の普通預金へ入金いたします。
5. 元金の一部を解約することはできません。

#### 第10条(融資取引の取扱い)

融資取引は、当支店所定の方法により行うものとします。なお、融資申込みにあたっては、当金庫所定の貸出基準に照らして審査を行い、この審査によりお申込みをお断りする場合があります。この場合は当金庫所定の方法によってその旨通知します。また、これによって生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。

#### 第11条(自動支払い等の取扱い)

1. 当支店の普通預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
2. 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
3. 自動支払いが完了した後に、既に支払いが完了した各種料金等の支払いを取りやめることはできませんので、預金口座振替契約先機関（以下、「収納機関」といいます。）との間で協議してください。
4. 自動支払いの停止については、収納機関に依頼することにより停止手続きをおこなってください。

### 第12条（振込み等の取扱い）

1. 当支店の普通預金口座は給与、年金等の振込口座に指定することができます。
2. 振込みの依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以下、「訂正」といいます。）、または依頼を取りやめること（以下、「組戻し」といいます。）はできません。  
ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを受付ける場合には、当金庫所定の手続きにて本人確認を行ったうえ、受付けるものとします。
3. 組戻しにより、お客さまの指定する振込先口座のある金融機関（以下、「振込先金融機関」といいます。）から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。
4. 前2,3項の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

### 第13条（諸手数料）

1. 残高証明書発行手数料、カード再発行手数料その他取引後に支払う諸手数料は、当支店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引落します。
2. 当金庫が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容もしくは新設内容を当金庫のホームページに掲載することにより告知するものとします。

### 第14条（取引・サービス等の変更）

当金庫の都合により、当支店で取扱う取引の種類、サービス、金利、手数料等の内容を変更することがあります。その場合は、当金庫ホームページへの掲示にて告知するものとします。

### 第15条（届出事項の変更等）

1. お届印、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の届出事項に

変更があっ

たときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この変更の届出は当金庫の変更手続きが終了した後に有効となり、変更手続きの前に変更が行われなかったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

2. 当支店以外の当金庫本支店に取引があるお客さまは、別途当金庫本支店窓口での手続きが必要となる場合があります。
3. 取扱店を当支店以外の当金庫本支店に変更できません。

#### 第16条(喪失の届出)

1. お届印、カードその他取引に使用する物を失ったときは、直ちに当金庫へ届出するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。
2. 暗証番号等を漏えい、亡失等などにより第三者に使用されるおそれが生じた場合、直ちに当金庫へ届出てください。
3. 前1、2項の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

#### 第17条(成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によって当金庫に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を、書面によって当金庫に届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前1、2項と同様に当金庫に届出てください。
4. 前1項から3項の届出事項が生じた場合には、この預金口座は、当支店以外の当金庫本支店に、取扱店を変更させていただきます。
5. 前1項から3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に当金庫に届出てください。
6. 前1項から5項の届出前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### 第18条(個人情報取扱い)

お客さまの個人情報は、当金庫のホームページへ掲載する「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」にしたがい取扱います。

## 第19条(通知等)

1. 当金庫からお客さまに対する通知および告知は、当金庫のホームページへの掲載、電子メールの送信、個人IB取引画面での電子交付または書類等の送付その他の方法により行うものとします。
2. 届出のあった氏名・住所にあてて送付した書類等が未着として当金庫に戻された場合、当金庫は以降の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、戻された書類等について当金庫は保管責任を負いません。
3. 届出のあった電子メールアドレス、氏名・住所にあてて当金庫が通知、告知または書類等を送付した場合には、お客さまの責めに帰すべき事由により、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第20条(譲渡、質入れ等の禁止)

預金、カード、取引契約上の地位その他取引にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

## 第21条(取引の制限等)

- (1) 当支店は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

## 第22条(解約)

1. 取引を解約する場合には、当支店に申出のうえ、当金庫所定の手続きを行ってください。ただし、当支店の普通預金口座を解約する場合には、同時に当支店とのその他すべての取引を解約してください。なお、当金庫所定の手続きに不備がある場合または手数料が未払いなどの場合は、取引を解約しないことがあります。
2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく、当支店との取引を直ちに停止し、またはお客さまに通知することにより、当支店との取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - (1) 本規定その他当金庫が定めた各規定に違反した場合
  - (2) 取引時に虚偽の申告をした場合
  - (3) 取引に関する諸手数料の支払いが延滞した場合
  - (4) 相続の開始があった場合
  - (5) 支払いの停止、破産または民事再生手続開始の申立がされた場合
  - (6) お客さまの責に帰すべき事由によってお客さまの所在が不明になった場合
  - (7) 取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合または取引の名義人の意思によらずに取引が開始されたことが明らかになった場合
  - (8) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - (9) 取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - (10) 取引が、当金庫が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合
  - (11) 法令に基づく取引の停止、解約の事由が生じた場合
  - (12) 第21条第1項から第4項に定める取引の制限等に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合
  - (13) 前各号のほか、取引の停止、解約を必要とする相当な事由が生じた場合
3. 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客さまに通知することにより取引を解約することができるものとします。
  - (1) お客さまが当金庫に対して行った反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - (2) お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - ①暴力団
    - ②暴力団員
    - ③暴力団準構成員

- ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ⑥その他前①から⑤に準ずる者
- (3) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前①から④に準ずる行為
4. 前1項から3項により、取引を停止もしくは解約したことまたは停止もしくは解約しないことによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。
5. 取引の解約により、お客さまへの返還金等がある場合は、当支店の普通預金口座に入金します。ただし、普通預金口座を解約する場合は、お客さまが指定する口座へ手数料を差引して振込する方法またはその他の方法で交付します。なお、前2項または3項により、取引が解約されお客さまへの返還金等がある場合、または取引が停止されその解除を求める場合には、当支店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

### 第23条(取引内容の記録)

1. 当支店は、お客さまとの会話内容を録音により記録し、相当期間保存します。
2. 当支店とお客さまの取引上の記録は、前項のほか、書面、電磁的記録等で行い、所定の手続きにより作成された記録は、これを正当なものとして取扱います。

### 第24条(免責事項)

1. 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取引を行ったうえは、暗証番号、お届け印等に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
2. 送付上の事故等当金庫の責によらない事由により、第19条(通知等)での通知、告知または書類等が延着もしくは到着しなかった場合または第三者が通知、告知または書類等の内容を知り得た場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
3. 通信不通、停電、故障等当金庫の責によらない事由により、個人IB、ATM等の障害で取引ができない場合または取引に関して当金庫から送信した情報の表示が遅延もしくは不能の場合、そのために生じた損害について当



金庫は責任を負いません。

4. 災害、事変もしくは著しい社会変動等当金庫の責によらない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引が遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### 第25条(規定の準用)

1. 当支店との取引において、本規定に定めのない事項は、インターネット支店専用普通預金規定、インターネット支店専用定期預金規定、個人インターネットバンキングサービス利用規定他、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規程等により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

#### 第26条(規定の変更)

1. 当金庫は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。その場合、当金庫ホームページへの掲示により変更後の規定を告知することとします。規定の変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。
2. 当金庫の任意の変更によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
3. 変更後の規定を必要とする場合は、別途、当支店に請求してください。

#### 第27条(準拠法および管轄裁判所)

1. 当支店との取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. 当支店との取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上